

緊急消防援助隊鳥取県大隊  
応援等実施計画

平成29年7月  
鳥取県

## 緊急消防援助隊鳥取県大隊応援等実施計画 目次

第1章	総則	・・・	1
第2章	鳥取県大隊等の編成	・・・	1
第3章	鳥取県大隊等の出動	・・・	2
第4章	現場活動	・・・	6
第5章	後方支援活動	・・・	6
第6章	活動終了	・・・	7
第7章	活動報告等	・・・	8
第8章	その他	・・・	8
資料等			
別表第1	用語の定義	・・・	9
別表第2	鳥取県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先	・・・	11
別表第3	関係機関連絡先	・・・	12
別表第4	鳥取県の登録隊	・・・	15
別表第5	鳥取県大隊の編成	・・・	16
別表第6	鳥取県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材	・・・	17
別表第7	鳥取県統合機動部隊の編成	・・・	18
別表第8	鳥取県大隊の出動対象都道府県等一覧	・・・	19
別表第9	鳥取県大隊の迅速出動に係る隊編成	・・・	20
別表第10	鳥取県大隊無線通信運用体制	・・・	21
別表第11	鳥取県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）	・・・	22
別表第12	鳥取県大隊の準備資機材（特殊災害対応中隊）	・・・	23
別紙第1	鳥取県大隊指揮体制	・・・	24
別紙第2	公務従事車両証明書	・・・	25
（「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」（平成17年消防庁第8号）別記）			
別紙第3	緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行に係る報告	・・・	26
（「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて」（平成17年消防庁第8号）別添様式）			
運用要綱別記様式1	〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制	・・・	27
運用要綱別記様式2	緊急消防援助隊活動報告（日報）	・・・	28
要請要綱別記様式2-1	出動可能隊数報告及び出動準備依頼	・・・	29
要請要綱別記様式2-2	出動可能隊数・出動隊数の報告	・・・	30
要請要綱別記様式3-1	緊急消防援助隊の出動の求め又は指示	・・・	31
要請要綱別記様式5-1	緊急消防援助隊活動報告書	・・・	32
要請要綱別記様式5-2	各都道府県における消防本部毎の出動状況	・・・	35

# 緊急消防援助隊鳥取県大隊応援等実施計画

平成29年7月3日 第201700053336号

## 第1章 総則

### (目的)

第1 この計画は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）、緊急消防援助隊の編制及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）のほか、鳥取県大隊及び鳥取県統合機動部隊の応援等について必要な事項を定め、鳥取県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 代表消防機関は、鳥取県東部広域行政管理組合消防局とする。

2 代表消防機関代行は以下の消防局とし、次の順位により代表消防機関を代行するものとする。

(1) 第1順位 鳥取県西部広域行政管理組合消防局

(2) 第2順位 鳥取中部ふるさと広域連合消防局

3 前項までに定めるもののほか、用語については【別表第1】のとおりとする。

## 第2章 鳥取県大隊等の編成

### (県内ブロック)

第3 鳥取県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、鳥取県内の構成を消防局単位とする。【別表第2】

2 代表消防機関は県内の次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 出動に係る連絡及び調整

(2) 後方支援活動に係る連絡及び調整

(3) その他必要な事項

### (連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援等出動時における各消防局の連絡先は、【別表第2】のとおりとする。

(2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、【別表第3】のとおりとする。

(3) 代表消防機関は各消防局に対して連絡するものとする。

(4) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には鳥取県防災行政無線、消防無

線、地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(鳥取県大隊等の編成)

第5 鳥取県の登録隊は、【別表第4】のとおりとする。

- 2 鳥取県大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要の小隊等を、【別表第5】に基づき選定するものとする。
- 3 大隊は、県単位とし、鳥取県大隊と呼称するものとする。なお、鳥取県大隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- 4 中隊は、消防局単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇中隊(又は消火中隊等)」と呼称するものとする。なお、中隊長は鳥取県大隊長が指定するものとする。
- 5 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊(又は各消防局の呼出し名称)」を呼称するものとする。
- 6 後方支援中隊の編成は、【別表第6】のとおりとし、鳥取県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員の中から鳥取県大隊長が指定するものとする。
- 7 統合機動部隊は、【別表第7】のとおり編成し、鳥取県統合機動部隊と呼称するものとする。なお、鳥取県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。ただし発災場所によっては代表消防機関代行の職員をもって充てることのできる。

(指揮体制等)

第6 鳥取県大隊の指揮体制は、<別紙第1>のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年消防震第19号。以下「運用要綱」という。) <別記様式1>のとおりとする。
- 3 鳥取県大隊長は、鳥取県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、鳥取県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 鳥取県統合機動部隊(第1次編成陸上隊を兼ねる)の隊長は、鳥取県大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 中隊長は、鳥取県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
- 6 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

(出動基準及び集結場所等)

第7 鳥取県大隊の出動基準、第一次出動都道府県及び出動準備都道府県並びに集結場所は、別表第8のとおりとする。

### 第3章 鳥取県大隊等の出動

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

第8 各消防局は、鳥取県大隊が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊となる都道府県において震度6弱(政令市等については5強)以上の地震災害が発生した場合、大津波警

報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合は、出動準備を行うものとする。この場合において、各消防局は、直ちに鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、鳥取県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、直ちに消防庁に対して要請要綱〈別記様式2-2〉により出動可能隊数の報告を行うものとする。

- 2 鳥取県は、消防庁から要請要綱〈別記様式2-1〉により出動準備を求められた場合は、各消防局に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防局は出動準備を行うとともに、速やかに鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱〈別記様式2-2〉により出動可能隊数の報告を行うものとし、鳥取県は、速やかに消防庁に対して〈要請要綱別記様式2-2〉により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 3 鳥取県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

#### （鳥取県大隊等の出動）

第9 知事は、長官から要請要綱〈別記様式3-1〉により出動の求め又は指示を受けた場合は、【別表第5～8】に基づき、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各消防局に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

- 2 各消防局は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱〈別記様式2-2〉により出動隊数を報告するものとする。
- 3 鳥取県は、各消防局の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱〈別記様式2-2〉により出動隊数を報告するものとする。
- 4 代表消防機関は、鳥取県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、鳥取県及び各消防局に対して連絡するものとする。
- 5 鳥取県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね1時間以内に鳥取県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する鳥取県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、鳥取県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。
  - (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
  - (2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
  - (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
  - (4) 被災地における通信の確保に関すること。
  - (5) 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
  - (6) 航空消防活動の支援に関すること。
  - (7) 宿営場所の設営に関すること。
- 6 各小隊を出動させた各消防局は、次に掲げる事項について鳥取県及び代表消防機関に対し、報告するものとする。
  - (1) 指揮者の階級、職及び氏名
  - (2) 出動隊数、車両及び資機材
  - (3) 集結場所到着予定時刻

#### (4) その他必要な事項

##### (迅速出動)

第10 迅速出動に係る鳥取県大隊の編成は、【別表第9】のとおりとする。

- 2 迅速出動に該当する事案が発生した場合、鳥取県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防局との情報共有に努めるものとする。
- 3 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防局は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数を取りまとめ、鳥取県及び代表消防機関に対して報告するものとする。なお、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。
- 4 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防局は次のとおり対応するものとする。
  - (1) 鳥取県統合機動部隊は、第一次編成陸上隊を充てるものとし、鳥取県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。
  - (2) 第二次編成陸上隊(隊員交代)は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。
  - (3) 代表消防機関は、第二次編成陸上隊(隊員交代)の集結場所及び集合時間を決定し、鳥取県及び県内消防局に対して連絡するものとする。
- 5 迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第3項に定めるもののほか、鳥取県統合機動部隊は、鳥取県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。

##### (緊急消防援助隊の車両表示)

第11 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

##### (集結場所への集結完了)

- 第12 鳥取県大隊長、統合機動部隊長又は各消防局中隊長(以下「鳥取県大隊長等」という。)は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び鳥取県に対して報告するものとする。
  - 3 連絡方法は、原則として有線電話及び緊急消防援助隊動態情報システムで報告する。(以下、報告については同様とする。)

##### (進出拠点への進出)

- 第13 鳥取県大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- 2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
  - 3 鳥取県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。
    - (1) 被災地の被害概要
    - (2) 鳥取県大隊等の活動地域及び任務

- (3) 鳥取県大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第14 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 被災地からの帰署(所)途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署(所)途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに〈別紙第2〉に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証明書を持参することができない場合は、所属消防局名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。
- (3) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)

第15 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

- 第16 鳥取県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。
- 2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、鳥取県大隊長等のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該鳥取県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第17 鳥取県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
  - (2) 活動方針
  - (3) 活動地域及び任務
  - (4) 都道府県大隊本部を設置する場合は、その位置
  - (5) 使用無線系統
  - (6) 地水利状況
  - (7) その他活動上必要な事項
- 2 鳥取県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する鳥取県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が鳥取県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長

が、鳥取県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する鳥取県大隊が被災地に到着後は、鳥取県大隊に帰属し、鳥取県大隊長の指揮の下、鳥取県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

## 第4章 現場活動

(鳥取県大隊本部の設置)

第18 鳥取県大隊長は、必要に応じて鳥取県大隊長を本部長とする鳥取県大隊本部を設置するものとする。

- 2 鳥取県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 鳥取県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員(小隊)を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 鳥取県大隊長は、鳥取県大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

第19 活動時の無線通信運用体制は、【別表第10】のとおりとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、鳥取県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

第20 後方支援中隊の保有資機材は、【別表第6】のとおりとする。

- 2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、【別表第11】のとおりとする。
- 3 特殊災害対応中隊の保有資機材は、【別表第12】のとおりとする。

(日報)

第21 鳥取県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱<別記様式2>により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

## 第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第22 鳥取県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、代表消防機関の消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、鳥取県及び必要と認める消防局に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。



5 後方支援本部は、鳥取県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
- (2) 鳥取県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
- (3) 鳥取県大隊等の活動記録の集約
- (4) 各消防局に対する鳥取県大隊等の活動状況に関する情報提供
- (5) 鳥取県大隊等に対する災害に関する情報提供
- (6) 必要な資機材等の手配及び提供
- (7) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
- (8) 後方支援に関し、鳥取県との調整
- (9) その他必要な事項

(後方支援中隊の任務等)

第 23 後方支援中隊は、鳥取県大隊長の指揮の下、鳥取県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 後方支援本部との連絡
- (2) 宿営場所の設置及び維持
- (3) 物資の調達及び搬送
- (4) 車両及び資機材の保守管理
- (5) 交替要員の搬送
- (6) 活動の記録
- (7) その他必要な事項

(相互協力)

第 24 鳥取県及び各消防局は、鳥取県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

## 第 6 章 活動終了

(鳥取県大隊等の引揚げ)

第 25 鳥取県大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 鳥取県大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げのものとする。

- (1) 鳥取県大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第26 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署(所)後、鳥取県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 鳥取県は、鳥取県内の消防局に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

## 第7章 活動報告等

(活動結果報告)

第27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署(所)後、鳥取県及び代表消防機関に対して要請要綱<別記様式5-1、5-2、5-3>により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 鳥取県は、各消防局からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱<別記様式5-1、5-2、5-3>により、速やかに活動報告を行うものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第28 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防局は、当該小隊等の最終帰署(所)後5日以内に、代表消防機関に対して【別紙第3】により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。

2 代表消防機関は、各消防局の報告を取りまとめ、鳥取県大隊の最終小隊等帰署(所)後7日以内に、鳥取県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

## 第8章 その他

(航空中隊の応援等)

第29 航空中隊に係る応援等については、鳥取県が別に定めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

第30 各消防局等は、鳥取県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防局等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成29年7月3日から施行する。